

第10章 準備書についての意見及び見解

10.1 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例(平成11年、新潟県条例第38号)」第15条の規定に基づき、「五泉地域衛生施設組合 一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)」の縦覧を行った。

この「準備書」に対し、同条例第17条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募ったが、意見は提出されなかった。

10.2 準備書についての知事の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第20条の規定に基づき、新潟県知事から「準備書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

表 10.2.1 知事の意見及び都市計画決定権者の見解

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
1. 総括的事項	
(1) 事業の実施に当たっては、気候変動の影響による災害等への考慮、環境保全に関する最善の対策の導入など、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること	事業の実施に当たっては、災害等への考慮を行うとともに、環境保全に関する新たな技術や取り組みにより、更なる環境影響の低減が可能であることが判明した場合等においては、関係機関と協議のうえ、必要に応じて環境保全措置を講じます。 又、環境影響に関して新たな事実が判明した場合においても、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。
(2) 環境影響評価書(以下、「評価書」という。)や説明資料などの作成に当たっては、整合を図るべき基準又は目標の具体的な類型や規制の区分、設定理由を示し、評価結果に至るまでの論理的な説明や、現在の五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場と本事業の環境影響の程度を比較した説明に留意するとともに、よりわかりやすい事業概要を記載すること。	評価書及び説明資料等においては、文章や論理構成の見直し及び補足説明の追加を行い、論理的な説明や現行施設との比較に関する説明に留意した図書及び資料の作成を行いました。 又、よりわかりやすい事業概要を記載しました。 (「第1章 対象事業の目的及び概要」参照)
(3) 本事業の設計、建設及び管理運営は公設民営方式で進めることとしており、各段階において事業主体が異なることから、環境保全措置の実施を担保する方法を評価書に記載すること。	設計、建設及び管理運営の各段階における事業者に対しては、「各維持管理基準及び環境影響評価の結果を遵守すること」、及び「工事中のモニタリング調査及び施設の運営に係る測定を実施し、環境に影響が見られた場合は都市計画決定権者と協議の上、対策を講じること」を要求する計画としていることから、評価書に記載された環境保全措置の実施は担保されております。 又、上記内容を評価書に記載しました。(「第7章 環境保全のための措置」参照)
(4) 地域住民等に対して、工事時及び施設の運営時におけるモニタリング結果の情報提供に努めること。	工事段階及び施設の運営段階双方において、ホームページを活用し、各測定結果、工事進捗状況、維持管理状況を公表し、情報提供に努めます。
2. 個別的事項	
(1) 低周波音について G特性音圧レベルのみを用いて評価を行った理由を評価書に記載すること。また、施設の運営に係る測定では、改めて測定項目を検討し、適切な項目により測定を行って低周波音による影響を把握するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。	低周波音については、現行施設の敷地境界及び対象事業実施区域の最寄の集落において追加調査を実施しました。追加調査では、人の聴覚に基づき補正された指標であるG特性音圧レベルだけでなく、建具のがたつき等の物的影響に関する指標である平坦特性音圧レベルや、1/3オクターブバンド音圧レベルについても現況を把握しました。 又、調査結果を用いて予測、評価及び環境保全措置の検討を実施し、その結果を評価書に記載しました。(「第6章 6.2 騒音・低周波音」参照) さらに、施設の運営に係る測定においても、上記の項目を測定し、低周波音による影響を把握すると共に、必要に応じて環境保全措置を講じることとしました。(「第8章 事後調査」参照)

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(2) 悪臭について 夏季の東南東の風の風下となる「論瀨新田集落」が調査地点として選定されていないことから、施設の運営に係る測定においては、「論瀨新田集落」を調査地点に加え、悪臭による影響を把握するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>施設の運営に係る測定においては、「論瀨新田集落」を調査地点に加え、悪臭による影響を把握すると共に、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることとしました。（「第8章 事後調査」参照）</p>
<p>(3) 動物、生態系について ア 環境保全措置として「動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な配置計画とする」とあるが、対象とする動物や環境保全措置を具体的に評価書に記載し、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>哺乳類、爬虫類、両生類は、生活史の中で複数の環境間を移動・利用することが多いため、これらが対象事業実施区域の周囲において移動できる経路が確保されるような工事計画・施設配置計画とする旨を記載しました。（「第6章 6.7 動物、6.9 生態系」参照）</p>
<p>イ 「トウホクサンショウウオ」は対象事業実施区域外からの流下個体とされているが、生物は自らの生息範囲を移動させるものであり、文献で生息が確認されていなくとも、調査により個体が確認された場合は、その地域を生息地域として配慮すべきであることから、この点に留意して改めて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>トウホクサンショウウオについて、対象事業実施区域周辺での生息もあり得るとの想定の上、改めて影響予測・評価を行い、その結果を評価書に記載しました。（「第6章 6.7 動物」参照）</p>
<p>ウ 生態系はそれぞれの種の相互関係の下に成り立っていることから、それを踏まえて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>生態系に関する影響予測は、それぞれの種の相互関係を踏まえて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載しました。（「第6章 6.9 生態系」参照）</p>
<p>エ 比較的水質の良い環境に生息する両生類、昆虫類、底生動物が確認されていることから、調査対象水路の上流域を含めた取排水の状況など、それらの生息環境を適切に把握するとともに、必要に応じて改めて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>調査対象水路に関する取排水状況について把握し、水路からの取水は無く、農地排水が流入するのみで、かつ排水流入箇所も落差により水路との連続性は断たれていることを確認・記載しました。（「第5章 5.5 水質」参照） 以上より、事業に伴う排水による動植物・生態系への影響は調査対象水路に限られ、予測・評価については準備書の記載のとおりで問題無いと考えます。（「第6章 6.7 動物、6.9 生態系」参照）</p>
<p>(4) 廃棄物について 造成工事及び施設の設置に伴う廃棄物等の処分の内容や、施設の稼働に伴う廃棄物等の削減目標を評価書に具体的に記載し、適切に環境保全措置を講じること。</p>	<p>評価書では、造成工事及び施設の設置に伴う廃棄物及び建設副産物の処分の方法、施設の稼働に伴う廃棄物の削減目標を具体的に記載しました。又、環境保全措置について再度検討し、その結果を記載しました。（「第6章 6.12 廃棄物等」参照）</p>

10.3 準備書についての関係市長からの意見

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第20条の規定に基づき、関係市長から「準備書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

10.3.1 五泉市長の意見

五泉市長の意見	都市計画決定権者の見解
1 施設の供用及び工事の実施において、周辺への影響が最小限となるよう十分な措置を講じること。	工事中及び施設の供用後の双方において、環境影響が最小限となるよう十分な措置を講じます。 又、工事中及び施設の供用後に、環境影響に関する新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。
2 「8.2 維持管理計画」に示す環境測定及びモニタリングにおける環境測定結果についてホームページ等で情報公開を実施すること。	工事段階及び施設の運営段階双方において、ホームページを活用し、各測定結果、工事進捗状況、維持管理状況を公表し、情報提供に努めます。

10.3.2 阿賀野市長の意見

阿賀野市長の意見	都市計画決定権者の見解
事業の実施にあたっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施し、環境への影響の低減に努めること。	設計、建設及び管理運営の各段階における事業者に対しては、「環境影響評価結果を遵守すること」を要求することで、評価書に記載されている環境保全措置を確実に実施し、環境影響の低減に努めます。 又、工事中及び施設の供用後に、環境影響に関する新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。